

旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

制定	平成11. 4. 1 達第 5 号	
改正	平成16. 4. 1 達第 1 号	平成17. 4. 1 達第21号
	平成18. 3. 14達第33号	平成22. 2. 9 達第13号
	平成28. 3. 24達第35号	平成29. 7. 20規則第36号
	平成29. 9. 21規則第39号	
	令和 5. 3. 22規則第 3 号	

旭川工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第48条第2項の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を授業時間及び授業時間外に必要な学修をあわせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「履修届」を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及びその他の試験とする。

2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて実施する。

3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して実施する。

4 その他の試験は、授業科目の担当教員が必要と認めたとき実施することがある。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して評価する。

2 成績の評価は、次の区分による。

評定	秀	優	良	可	不可
評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0

3 成績の認定は、成績認定会議の審議を経て校長がこれを行う。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、秀、優、良及び可に評価された授業科目については、当該授業科目の単位を修得したものとして認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、別に定める「再履修願」を提出し、次年度において再履修することができる。

(他の教育施設において履修した単位の認定)

第8条 大学及び他の教育施設において開設する授業科目の履修を希望する者は、事前に別に定める「受講届」を提出しなければならない。

2 前項の規定により授業科目を履修し修得した単位については、20単位を超えない範囲で専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な要件)

第9条 専攻科の修了にあたっては、学則第49条第1項に定めるもののほか、次の区分による単位を修得しなければならない。

専攻名	教養科目	専門関連科目・専門的科目		合計
	必修科目	必修科目	選択科目	
生産システム工学専攻	10単位	38単位	14単位以上	62単位以上
応用化学専攻	10単位	36単位	16単位以上	62単位以上

(雑則)

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、修了認定会議の審議を経て校長がこれを行う。

第11条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 4. 1 達第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 4. 1 達第21号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 3. 14 達第33号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22. 2. 9 達第13号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第35号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条は、平成28年度に入学する者から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成29. 7. 20 規則第36号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条は、平成30年度に入学する者から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成29. 9. 21 規則第39号)

この規則は、平成29年9月21日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 22 規則第3号)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。